



平成 23 年 6 月 20 日 総務省



大阪府内におられる東日本大震災の

# 被災者の皆様へ

総務省近畿管区行政評価局

東日本大震災で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

総務省近畿管区行政評価局では、大阪府内におられる被災者の皆様からのいろいろなお問い合わせやご要望などをお聴きし、各種支援措置を講じている関係機関等と協力して、救済支援を行います。

お困りになっていることがありましたら、どうぞご利用ください。相談は無料で、秘密は厳守いたします。

また、国、県、市町村等では、次ページ以下の各種の支援措置が講じられています。なお、各種情報は更新される場合がありますので、ご注意ください。

## 相談受付

近畿管区行政評価局 首席行政相談官室（行政相談受付窓口）における受付

○来局される場合：平日 8：30～17：45

（住所：大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館7階）

○電話の場合：平日 8：30～17：45

電話番号 0570-090110（行政相談専用電話）

（注）通話料がかかります。また、上記以外の時間帯は留守番電話による対応となります。

○FAXの場合：毎日受け付けています。

FAX 番号 06-6941-8988

○メールの場合：毎日受け付けています。

メールアドレス <http://www.soumu.go.jp/hyouka/gyousei-form.html>

当局が設置・運営する大阪総合行政相談所・堺すいよう行政相談所における受付

・大阪総合行政相談所 毎日 10：00～17：30

会場：大丸松坂屋百貨店 大阪・心斎橋店南館8階（大阪市中央区心斎橋筋1-7-1）

電話 06-6241-5111（直通）

・堺すいよう行政相談所 毎週水曜日 10：30～16：00

会場：高島屋百貨店堺店6階 中央エスカレーター前（ユニクロ前）

（大阪府堺市堺区三国ヶ丘御幸通59番地） ※来所のみ相談できます。



## 見舞金の給付、生活資金の貸付

- 地震で被災し所定の要件に合致する世帯に対し、当座の生活費（10万円、単身者は5万円）を見舞金として給付するほか、生活資金の貸し付け（原則10万円以内）を行っています。  
受付窓口は、いずれも避難先の市町村社会福祉協議会、大阪市内は各区保健福祉センター内の民生委員児童委員連盟です。  
【お問い合わせ先】大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課企画調整グループ  
電話 06-6944-6657 FAX 06-6944-6681（平日の9時から18時まで）

## 居住するための住宅情報の提供

- お住まいをお探しの方に対して、公営住宅（府営住宅、市町営住宅、公社住宅）や国家公務員宿舎、独立行政法人都市再生機構（UR）賃貸住宅、民間賃貸住宅等の情報を提供しています。  
詳しくは、次の連絡先にお問い合わせください。
  - ・被災者向け公営住宅等情報センター  
電話 0120-297-722（9時から18時まで、土日祝も可）
  - ・府民お問合せセンター  
電話 #8001 または 06-6910-8001（平日の9時から18時まで）
- ※ 公営住宅等への一時的な入居を申し込まれる際には、①ご本人に来所いただくほか、②市町村が発行する被災証明書（ない場合は被災を確認できるもの）、③住所等が確認できる運転免許証等の提示が必要になります。

## 学校等への転入学

- 公立の幼稚園、小学校及び中学校への転入学については、受入れを希望する市町村の教育委員会にお問い合わせください。連絡先などご不明な点がございましたら、大阪府教育委員会の窓口にお問い合わせください。  
（園児、児童、生徒の受け入れに関する問い合わせ先）
  - ・大阪府教育委員会 市町村教育室小中学校課 学事グループ  
電話 06-6944-6886（平日の9時から18時まで）
- 公立の高等学校については、大阪府教育委員会の窓口にお問い合わせください。  
（公立高等学校に関する問い合わせ）
  - ・大阪府教育委員会 高等学校課学事グループ  
電話 06-6944-6887（平日の9時から18時まで）
- 私立の小・中、高校、専修学校への転入学については、次の連絡先へお問い合わせください。

(私立高等学校に関する問い合わせ)

- ・大阪私立中学校高等学校連合会

電話 06-6352-4761 (平日は9時から17時 土曜日は9時から12時まで)

(私立専修学校に関する問い合わせ)

- ・大阪府専修学校各種学校連合会

電話 06-6352-0048 (平日の9時から17時まで)

※保育所への入所については、各市町村の担当へお問い合わせください。

### 医療機関での受診、介護サービス利用、窓口負担等

- 医療機関で受診する場合、介護サービスを利用する場合

被災により保険証等を紛失等して医療機関に提出できない場合には、医療機関の窓口で、氏名、住所、生年月日等を申し出ることにより保険診療で受診等することができます。介護保険の場合も同様です。

(ご注意) 7月1日(金)からは保険証等の提示が必要となります。

- 一部負担金の免除

地震で被災し所定の要件に合致する場合、被災者等であることを申し立てることにより、医療機関の窓口負担(保険調剤薬局を含みます。)、介護サービス利用料(自己負担分)や入院・入所時の食費・居住費等の負担をしないで医療等を受けられます。

(ご注意) 利用者負担額等が免除等されている方が、引き続き免除等を受けられるためには、岩手県、宮城県及び福島県の被災地の地域を除き、7月1日(金)から免除証明書等の提示が必要になります。

※詳細は、ご加入の医療保険者(健保組合や市町村国保等)や市町村等の窓口へ、おたずねいただくほか、保険証や免除証明書の申請をお願いします。

### こころの健康に対する相談

- 大阪府内では、次のとおり、こころの病やこころの健康に不安をお持ちの方、適切な医療機関や社会復帰サービスなどを知りたい方のための電話相談を開設しています。

- ・大阪府こころの健康総合センター「こころの電話相談専用ダイヤル」

電話 06-6607-8814 (平日の9時30分~12時及び13時~17時まで)

- ・大阪市こころの健康センター「こころの悩み電話相談」

電話 06-6923-0936 (平日の10時~15時まで)

- ・堺市こころの健康センター「こころの電話相談」

電話 072-258-6410 (平日の9時~12時30分及び13時30分から17時まで)

## 原発事故に伴う健康についての相談

- 原発事故に伴う健康相談を実施しています。体に不調にご心配のある方は、次の窓口にご相談ください。
  - ・文部科学省  
健康相談ホットライン 電話 0120-755-199（平日の9時から21時まで）
  - ・独立行政法人放射線医学総合研究所  
放射線被ばく健康相談窓口 電話 043-290-4003（平日の9時から21時まで）

## 雇用面の各種相談

- 大阪府内 16 か所のハローワークに被災者向けの特別相談窓口が設置されています。雇用保険や給付金制度のご案内、就職相談や職業紹介などきめ細かな支援を行います。  
(大阪府内のハローワーク)

ハローワーク名	電 話	ハローワーク名	電 話	ハローワーク名	電 話
大阪東	06-6942-4771	堺	072-238-8301	枚 方	072-841-3363
梅 田	06-6344-8609	岸和田	072-431-5541	泉佐野	072-463-0565
大阪西	06-6582-5271	池 田	072-751-2595	茨 木	072-623-2551
阿倍野	06-6631-1675	泉大津	0725-32-5181	河内長野	0721-53-3081
淀 川	06-6302-4771	河内柏原	072-972-0081	門 真	06-6906-6831
布 施	06-6782-4221				

※ハローワークにより開庁日時が異なりますので、あらかじめご確認ください。

## 中小企業者・農林漁業関係者の皆様への融資及び返済相談

- 中小企業支援策について、資金繰りや経営支援など幅広い相談に応じています。  
中小企業庁「中小企業電話相談ナビダイヤル」電話 0570-064-350  
平日9時～19時、土日祝日9時～17時  
※最寄りの経済産業局中小企業課につながります。
- 民間金融機関での借り入れのほか、公的金融機関として日本政策金融公庫、商工中金での借り入れができます。
  - ・全国の日本政策金融公庫各支店において、被害を受けた中小・小規模企業や農林漁業者の皆様からの融資相談及び返済相談に対応しています。  
電話相談（事業資金相談ダイヤル）は次のとおりです。

区 分		平日	土日祝日
		9時から19時	9時から17時
連絡先	小規模企業向けの小口資金 (国民生活事業)	電話 0120-154-505	電話 0120-220-353
	中小企業向けの長期事業資金 (中小企業事業)		電話 0120-327-790
	農林漁業や食品産業向けの事業資金 (農林水産事業)		電話 0120-926-478

※上記のフリーダイヤルをご利用いただけない場合は、「こくきんビジネスサポートプラザ大阪」(電話 06-6315-4649)におかけ直してください。

・商工組合中央金庫 電話 0120-079-366 平日9時から19時まで

※各救済制度を利用いただく際は金融審査があります。

○ 大阪府では、このたびの東日本大震災により被災された中小企業等に対する当面の対応策として、特別相談窓口を開設しています。

・緊急経営支援インフォメーションセンター

大阪府商工労働部経営支援課 電話 06-6210-9500 (平日の9時から18時まで)

### 医療・年金・介護保険料の免除等

○ 健康保険では、保険者ごとに保険料の納期限の延長や納付の猶予を行っており、この度、さらに被災により被保険者に対する報酬の支払いに著しい困難が生じている場合には、特例的に保険料の免除を行うこととしたところです。

国民健康保険や後期高齢者医療制度では、各保険者において、家屋等の損害の程度や前年所得等に応じて、保険料の免除、減額又は徴収猶予を行っています。

○ 厚生年金では、保険料の納期限の延長や納付の猶予を行っており、この度、さらに被災により被保険者に対する報酬の支払いに著しい困難が生じている場合には、特例的に保険料の免除を行うこととしたところです。

国民年金では、家屋等の財産の損害が概ね2分の1以上の場合や勤務先が被災し失業された場合等に、ご本人からの申請に基づいて保険料の免除を行っています。

○ 介護保険の第1号保険料(65歳以上の方の保険料)については、家屋等の損害の程度や前年度所得等に応じ、保険者の判断により、免除、減額又は徴収猶予を行っています。

2号保険料(40歳から64歳の方の保険料)については、医療保険の保険料と合わせて徴収していることから、医療保険の保険料と同様の扱いになります。

※ 手続き期間が決まっているものがありますので、それまでにお済ませください。

詳しくは、お近くの市区町村の担当窓口（年金については年金事務所や日本年金機構の被災者専用フリーダイヤル）にお問い合わせください。

- ・日本年金機構の被災者専用フリーダイヤル（平日の9時から17時まで）  
電話 0120-707-118（フリーダイヤル）

### 年金手帳・自動車運転免許証を紛失した場合

- 年金手帳を紛失した場合は再交付ができます。詳しくは、お近くの市区町村の国民年金担当窓口、年金事務所または上記の日本年金機構「被災者専用フリーダイヤル」にお問い合わせください。
- 自動車運転免許証を紛失した場合は再交付ができます。  
詳しくは、門真運転免許試験場（電話 06-6908-9121）または光明池運転免許試験場（電話 0725-56-1881）にお問い合わせください。

### 国税の特別措置

- 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の減免」の制度があります。

所得税等の減免については、地震などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。

詳しくは、税務署又は税務相談室の窓口にお問い合わせください。

（大阪府内の税務署）

税務署名	電 話	税務署名	電 話	税務署名	電 話
旭	06-6952-3201	堺	072-238-5551	西淀川	06-6472-1021
阿倍野	06-6628-0221	城東	06-6932-1271	東	06-6942-1101
生野	06-6717-1231	吹田	06-6330-3911	東大阪	06-6724-0001
泉大津	0725-33-5601	住吉	06-6672-1321	東住吉	06-6702-0001
泉佐野	072-462-3471	天王寺	06-6772-1281	東成	06-6972-1331
茨木	072-623-1131	豊能	072-751-2441	東淀川	06-6303-1141
大阪福島	06-6448-1281	富田林	0721-24-3281	枚方	072-844-9521
大淀	06-6372-7221	浪速	06-6632-1131	港	06-6572-3901
門真	06-6909-0181	西	06-6583-4624	南	06-6768-4881
岸和田	072-438-1341	西成	06-6659-5131	八尾	072-992-1251
北	06-6313-3371	※電話は、いずれも代表電話の番号で、自動音声で案内しています。			

## 被災証明書（り災証明書）の発行

- 「被災証明書（り災証明書）」は、住宅などの建物が地震の被害にあったことを証明するものです。生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請、損害保険の支払請求などに必要となる場合があります。

詳しくは、被災時にお住まいであった市区町村の窓口にお問い合わせください。

## 被災者の生活再建支援

- 住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯等については、その申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の被害程度に応じた基礎支援金及び住宅の再建方法に応じた加算支援金が支給されます。

詳しくは、被災時にお住まいであった市区町村窓口又は県の窓口にお問い合わせください。

## 住宅相談

- 被災した住宅を対象に、市町村において修繕方法や費用等に関する相談窓口を設置しています。詳しくは、被災時にお住まいであった市区町村窓口又は県の窓口にお問い合わせください。

## 住宅の建設、補修等の融資

- 地震により自宅が被害を受けられた方に対して、被災住宅を復旧するための資金を融資しています。

詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。

・被災者専用ダイヤル 電話 0120-086-353（毎日9時から17時まで）

※ご利用いただけない場合は、電話048-615-0420におかけ直してください。

## 滅失物件等の登記関係

- 地震や津波などの被害により権利証を紛失された場合や、不正な登記を防止することについては、被災地を管轄する法務局に申し出る必要があります。

詳しくは、現在お住まいのお近くの法務局にお問い合わせください。

## 自動車の廃車・車検の延長等

- 地震や津波などの被害により自動車を廃車する手続や車検の延長手続などについては、現在の住所地（住民票がある地域）を管轄する陸運支局で手続できます。詳しくは現在お住まいのお近くの陸運支局にお問い合わせください。

## 東北地方の高速道路の無料開放

- 東日本大震災による被災者及び原発事故による避難者については、被災証明書等の提示により、東北地方（水戸エリアの常磐道を含む）を発着とする利用が無料開放されます。
  - ・実施期間：平成23年6月20日（月）午前0時～当面1年間
  - ・対象車種：全車種（被災者、避難者が運転または同乗している車両）
- ※災害派遣等従事車両（ボランティア車両を含む）等についても、引き続き無料開放を継続します。
- （ご注意）
- ※入口・出口ともに一般レーンを通行する必要があります（ETCレーンの通行では不可）。
- ※出口料金所で被災を証明する書面（被災証明書、り災証明書等）及び本人確認のための書面（免許証等）の提示が必要になります。
- ※原発事故による避難者については、警戒区域、計画的避難区域、緊急的避難準備区域に住所を有することを証明する書面（免許証等）の提示でも可能です。
- ※首都高速、阪神高速など、東北地方のNEXCOと一体で料金を徴収されない高速道路は対象外となります。

## 無料法律相談

- 隣接家屋からの被害など民事関係のトラブルに関する相談について、被災された方を対象に法テラスや大阪弁護士会が無料法律相談を実施しています。
  - ・法テラス  
無料の電話相談 電話 0120-366-556（フリーダイヤル）  
3月23日より当分の間（平日の10時～15時まで）
  - ・大阪弁護士会  
（面談による相談を希望される場合）  
予約電話 06-6364-1248（平日の9時15分から20時まで）  
※お電話の際「東日本大震災の無料法律相談希望」とお伝えください。  
相談場所：大阪弁護士会館  
大阪市北区西天満1丁目12番5号（天満警察署東隣）  
（電話による相談を希望される場合）  
電話番号 0120-062545（フリーダイヤル）（平日の13時から17時まで）



## 〔その他参考情報〕

### ○ 大阪府「被災者生活相談窓口」の開設

大阪府では、大阪で生活していただく際の福祉、医療、住宅、教育などの「困りごと」のご相談にワンストップで対応するため、窓口を設置しています。

電話 06-6210-9290（平日の午前9時から午後6時まで）

### ○ 大阪市「支援総合相談所」の開設

大阪市では、住まいや暮らし、学校、福祉援護等についての支援のためのワンストップサービス窓口を設置しています。

電話06-6208-8841（9時から17時30分まで、土日祝日も可）

### ○ 堺市「ワンストップサービス窓口」の開設

堺市では、被災者支援等に関する問い合わせに対して、迅速かつ的確に対応できるよう総合窓口（ワンストップサービス）を設置しています。

電話072-228-7834（9時～17時30分まで、土日日も可）



## 〔被災地に関するお問い合わせ先〕

### ○ 北東北三県大阪合同事務所（青森県、秋田県、岩手県の各大阪事務所）

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-3-1-900 大阪駅前第1ビル9階

電話 06-6341-7900 FAX 06-6341-7979（営業時間：平日の9時～17時30分）

### ○ 宮城県大阪事務所

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-3-1-900 大阪駅前第1ビル9階

電話 06-6341-7905 FAX 06-6341-7906（営業時間：平日の9時～17時45分）

### ○ 福島県大阪事務所

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-3-1-900 大阪駅前第1ビル9階

電話 06-6343-1721 FAX 06-6343-1727（営業時間：平日の9時～17時30分）

### ○ 茨城県大阪事務所

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-3-1-800 大阪駅前第1ビル8階

電話 06-6341-2649 FAX 06-6341-7677（営業時間：平日の8時30分～17時15分）

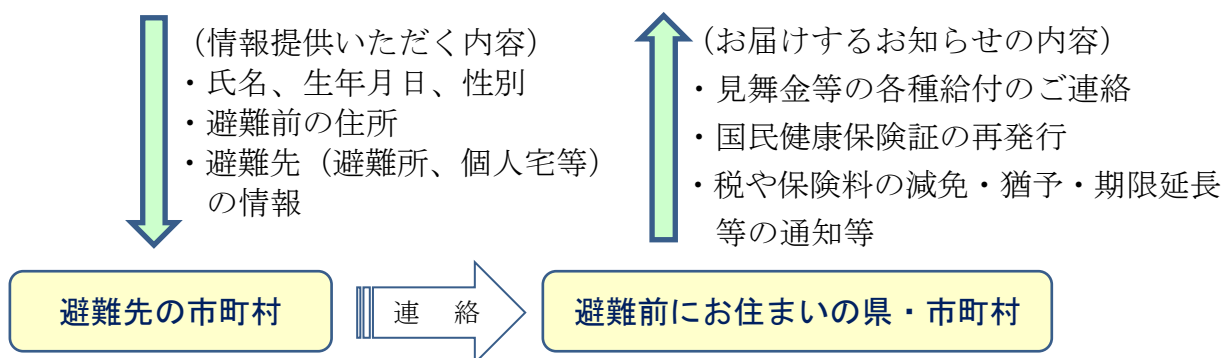
## ☆避難されている皆様への情報提供のお願い

○ 避難されている皆様から所在地の情報を避難先の市町村に提供していただくこと  
によって、避難元の市町村等からさまざまなお知らせをお届けできるようになりま  
す。避難先の市町村にご連絡いただきますようお願いいたします。

※全国の市町村で平成23年4月25日までに受付を開始します。

受付開始時期など詳細しくは、避難先の市町村へお問い合わせください。

### 避難されている皆様



## 総務省の行政相談

○ 被災された地域における総務省の行政相談の窓口は、次のとおりです。

### 【被災地関係道県分】

#### 1 震災行政相談専用フリーダイヤル

- (1) 東北管区行政評価局：0120-511-556 (仙台市)
- (2) 青森行政評価事務所：0120-578-818 (青森市)
- (3) 岩手行政評価事務所：0120-711-815 (盛岡市)
- (4) 福島行政評価事務所：0120-815-681 (福島市)
- (5) 茨城行政評価事務所：0120-188-571 (水戸市)
- (6) 栃木行政評価事務所：0120-188-572 (宇都宮市)
- (7) 千葉行政評価事務所：0120-188-573 (千葉市)

#### 2 期間・受付時間

- (1) 期間：開設日（3月23日あるいは24日）から2か月間（予定）  
※当面の間、土・日・祝日も受付（北海道管区局は留守番電話で受付）
- (2) 受付時間：8:30～17:15（東北管区局は17:30まで）  
※上記以外の時間は留守番電話で受付

#### 3 相談の主な内容

行政による各種の支援措置、中小企業等復興のための融資制度、健康保険・年金福祉の証書等の紛失、税金の減免措置等の各種制度の案内など